

魚沼民商だより

2020年 8月 10日

第2214号

〒946-0032 支部・暑気払いBBQ（バーべキュー）が盛況に執り行われました。
発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木 電話025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

死亡による事業継承を受けた事業者への持続化給付金申請について！



先般、魚沼
民商だより(7
月13日付)の
2面にて、持
続化給付金申

請についての問題点として、当初、「創業期間を今年4月1日までの間を給付金申請の線引きとしていました。4月2日以降、事業者が不慮の事故や病気等で亡くなられ、その事業継承を遺族の方がされていても同申請の対象から外され、会内に2件ありました」(※イダンス)によると、「事業の継承を行った者の死亡による事業継承である場合はこの限りでない」とハッキリしない文言でした)と掲載致しました。

去る8月3日、新商連(県連)

から「事業者の死亡による事業継承者も事業継承特例として、全国でその給付金申請の実績がうまれてきている」と嬉しい報告が届きました。早速、その朗報を各支部長から伝えることに致しました。さて、このような障害がいも、当事者が声を上げ、仲間と共有し、多数の力を結集するなかで、要求実現することができました。

この切実な声を届けるにも、今このコロナ禍なだけに、首都圏の民商と全商連、そして日本共産党の国会議員団との交渉で道を切り拓くことができています。感謝です。ぜひ、この感謝を仲間増やしに送りたいと思います。仲間を増やすことは人助けの活動です。

みなさんのまわりに、「持続化給付金について知つている？」と、民商で自ら給付金申請したことについて話してください。そして、知り合いの自営業者を紹介してください。

大和支部・暑気払いBBQ 大変盛り上がりました



7月26日、南魚

沼市内の八海山麓
サイクリングター
ミナルにて、この
時期恒例の「大和

法律相談のお知らせ

日時 8月27日(木)
午後1時より
会場 民商事務所
弁護士 近藤明彦先生
(新潟合同法律事務所)
相談料 3,000円
※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。

会費は一五日集金で
宣しくお願ひ致します

国民健康保険税の減免申請会・持続化給付金申請会を開きます

これから、支部主催の「国民健康保険税の減免申請会」、「持続化給付金申請会」が精力的に開かれます。

塩沢支部

日時 8月17日(月) 14時00分

会場 ロツヂワンドスリー

北魚3支部

日時 8月22日(土) 9時30分

会場 民商事務所

六日町支部

日時 8月24日(月) 14時30分

会場 華福

- 持続化給付金の申請について手続きを教えて欲しい。
- 南魚沼市の支援給付金について手続きを教えて欲しい。
- 魚沼市は市独自の業者支援の給付金はないのか。
- 7月10日納付の源泉所得税について、納付書の書き方を教えて欲しい。
- 経営について、指導をお願いしたい。
- 記帳について、どういう会計ソフトを購入したらしいのか。
- 湯沢町の住宅リフォーム補助金制度はあるのか。
- 建設業許可の「第11条変更届出書」を作つてみた。見て欲しい。
- 元請から「建設業許可」を取りと言われた。その手続きをしたい。
- 従業員の労災申請をお願いしたい。
- 従業員の雇入れ手続きと離職手続きをお願いしたい。
- 従業員の雇用調整助成金の手続きを教えて欲しい。
- 姉が職場で倒れた。これから姉の面倒を見なければならなくなつた。近くに介助してくれる施設等を紹介して欲しい。
- 民商の国民健康保険税の減免申請会はいつ頃開くのですか。
- 自分の銀行口座に、取引の無い業者から振り込まれた。どう対応したらいいのか。
- 法人の決算書ができた。法人申請について教えて欲しい。

お知らせ・夏期休暇と

全国商工新聞について

事務局（民商事務所）は、8月14日～16日は夏期休暇として閉局致します。急用な方は各支部長までお願い致します。

商工新聞8月17日号は休刊となります。

十八日、新商連事務局員 交流会に参加してきます

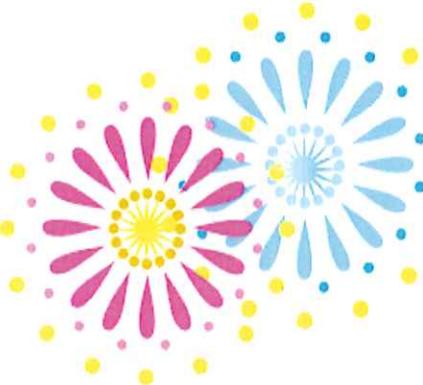
8月18日、三条市内にて、第22回新商連事務局員学習交流会が行われ、全県民商の事務局員が一堂に会し、コロナ禍による自営業者の営業と暮らしを守る活動について、1日かけて学んできます。

この日、事務局員が不在となり、民商事務所には地元役員が留守番として居ます。急用な方は各支部長までお願い致します。

事務所の来所の際には、 事前にご連絡ください

7月から事務局体制が変わりました。よって昼以降から事務局員が事務所不在の時間が増えることになり、ご迷惑をおかけすることとなります。

ご相談等で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいますよう宜しくお願い致します。



湯沢町・会外向けのチラシに反響がありました

7月28日、湯沢支部は、湯沢町地内の会外向けに、「持続化給付金申請の相談は民商へ。国民健康保険税の減免申請の相談は民商へ」（両面）チラシを2500枚折り込みました。

後日、そのチラシの効果がそく現れました。7月29日、年金生活者のAさんから、「今まで年金だけでは食つていけないから、アルバイトやパートなどの収入で何とか生活の工面していなかった。今年になつてどこも雇つてくれない。このチラシに収入が3割減だと国民健康保険税の減免できるとなつていて。どこでその申請手続きができるのですか。教えてください」との問い合わせがありました。

8月3日、ホテルに勤務しているCさんから、「お宅の事務所に行くにはどこの駅で降りるのでしょか。このチラシを見たら、給与が減少するとこの持続化給付金というものが、私にも貰えるのでしょうか。私が努めているホテルは、12月の迄の間、臨時休業となってしまったのでとても生活が苦しい」と切実な声が寄せられました。

早速、「今月5日、地元の町議にも伝えておくので、ぜひ相談会の会場に足を運んで欲しい」と、今までの経緯を聞きながらご案内致しました。



このような反響はそうありませんでした。Cさんの話から、7月に始まつた観光支援事業「GOTOトラベル」による効果は、まったく期待できないことが決定的です。

さて、先月のマスコミ報道にて、群馬県に本社がある自動車部品メーカーの㈱ミツバが、南魚沼市内にある新潟工場（従業員182人・7月16日報道）を来年9月をめどに閉鎖するとの発表をはじめ、ゴム製品、樹脂製品などの自動車部品関連の他社々々の工場が次々と今年11月に閉鎖、業務縮小、週3日間の勤務形態の話しがこの地域に渦巻いています。

私たち自営業者だけでなく、労働者、年金生活者も深刻な影響が出ています。これは、民商出番の情勢であり、民商への期待とこれから民商活動そのものが問われていきます。